門川町 認可保育所・認定こども園入園申込の手引き（令和9年度）

1 保育所入園申込の条件

保育所及び認定こども園の保育部門（以下、保育所）は、保護者の仕事や疾病などの理由により家庭での保育が困難な児童を保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。
「集団生活を経験させたい」などの理由だけでは入園申込はできません。
幼稚園部分（教育部門）は、保護者の就労状況等に関わらず入園申込ができます。
入園申込をするためには、次の条件を「すべて」満たすことが必要です。

① 門川町に住民登録していること。
（転入予定（令和９年４月１日門川町在住）の場合も含みます）

② 保護者（父母いずれも）に、「保育を必要とする事由」があること。
★3 1．保育を必要とする事由（P1～2）をご覧ください。

※ 入園児童がいる全世帯を対象に、年度途中に「保育を必要とする事由」の確認を行います。

③ 入園希望日に生後３ヶ月を経過していること。

2 入園申込における注意点

1. 各書類の記入例や注意事項をよく確認して記入してください。書類に不備や不足がある場合は、必要な書類がすべてそろうまで受理できません。（郵送での申込はできません。）
2. 提出された書類の記載内容に虚偽があると判明したときは、入園を取り消す場合があります。
3. 入園希望の保育所を事前に見学をすることをおすすめしています。
4. 入園を希望する園の保育方針や送迎距離などを検討した上で申込んでください。
5. 門川町外の保育所の入園を希望される方は、こども課へ直接ご相談ください。

3 教育・保育の認定

『子ども・子育て支援新制度』の給付対象施設となる保育所（幼稚園、認定こども園を含む）を利用する場合は、給付認定申請手続が必要となります。給付認定には、１号認定の「教育認定」と新２号認定（１号認定＋預かり保育利用）及び２・３号認定の「保育認定」があります。
保育を必要とする場合は、保育認定を受けることが必要となっています。認定された場合、「支給認定証」を門川町から交付します。（※新２号認定対象は４月１日時点で満３歳以上の児童）

1. 保育を必要とする事由

保育認定を受けることができるのは、保護者のいずれもが次の保育を必要とする事由のいずれかに該当する場合であって、児童を保育することが困難な場合です。

① 月 60 時間以上の就労

② 産前産後８週間（※入園期間は、出産日（予定）から起算して前８週を含む月から、出産日から起算して８週間を経過する日の翌日の属する月の間です。予定日より出産が早まった場合は、入園期間が短縮になります。）

③ 育児休業取得（育児休業を取得している。期間は最長１年、保育時間は短時間利用）
※ただし、継続児のみ

④　疾病・負傷・障がい
⑤　親族の介護・看護
⑥　災害復旧
⑦　求職活動（入園後、30 日以内に就労することが必要）
⑧　就学、職業訓練
⑨　その他

2.　保育認定の有効期間

保育を必要とする事由	保育認定の有効期間
月 60 時間以上の就労・疾病・負傷 障がい・親族の介護・看護・災害復旧	※こどもの小学校就学まで
産前産後	出産日から起算して 8 週間を経過する日の翌日の属する月の月末まで
求職活動	有効期間の開始日から 30 日を経過する日の月末まで
就学・職業訓練	保護者の卒業（修了）予定日の属する月の月末まで
その他	町が必要と認める期間

※こどもの小学校就学まで（満 3 歳未満の場合は、こどもが満 3 歳に到達する前日まで）の方が短い場合はその期間が認定の有効期間になります。

3.　保育を受けられる時間（保育必要量）

保育認定と一緒に保育を受けられる時間（以下「保育必要量」といいます。）の認定を行います。
保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」の 2 種類があります。
「保育標準時間」の認定を受けた場合は 1 日に最大 11 時間、「保育短時間」の認定を受けた場合は 1 日に最大 8 時間、保育所を利用することができます。（ただし、延長保育を利用する場合は、それ以上の時間利用できます）
保育必要量は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間などにより設定します。
保護者のいずれか一方が「保育短時間」に該当する場合、「保育短時間」で認定します。
なお「保育標準時間」に該当する方であっても、「保育短時間」の認定を希望される場合は、「保育短時間」として認定します。
各保育所で定める利用時間から外れた時間を利用する場合は、延長保育となります。

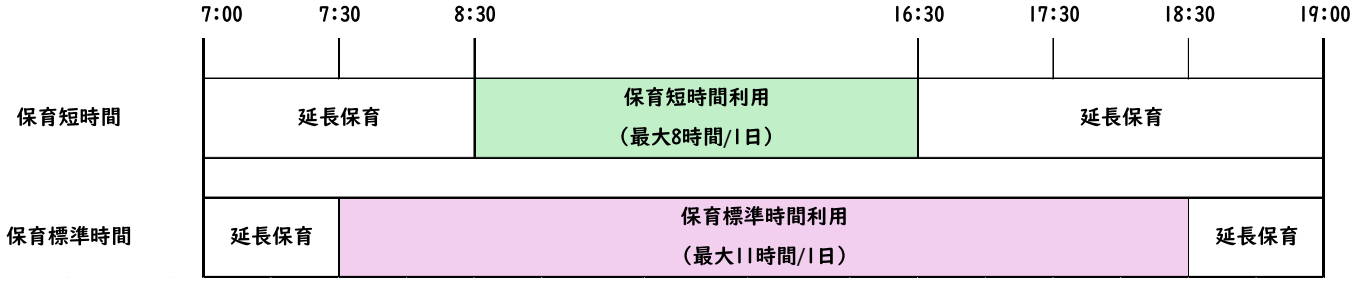
★「保育標準時間」利用と「保育短時間」利用の対象者

保育を必要とする事由	保育の必要量	
	保育標準時間利用 最大11時間の保育を利用可能	保育短時間利用 最大8時間の保育を利用可能
①　就労（月60時間以上の労働）	月120時間以上の就労	月60時間以上120時間未満の就労
②　妊娠・出産（産前後8週間）	全て	ー
③　育児休業取得（最長1年）	ー	全て（ただし、保育を必要とする継続児）
④　保護者の疾病、障がい	全て	ー
⑤　同居家族の介護・看護	月120時間以上の介護等	月120時間未満の介護等
⑥　求職活動	ー	全て
⑦　家庭の災害復旧	全て	ー
⑧　就学・技能習得	月120時間以上の就学等	月120時間未満の就学等

【利用時間のイメージ（例）】

開園時間　7:00～19:00

（保育短時間　8:30～16:30、保育標準時間　7:30～18:30）



上図（例）のような開園時間の保育所の場合、

「保育短時間」認定の児童が、9:30～17:30 まで利用した場合、16:30～17:30 の時間は、延長保育の利用となり、料金が発生することがあります。

※上図は一例です。各施設によって開園時間や保育短時間の設定等は異なります。

※勤務時間終了後は、早めのお迎えをお願いします。

4　入園申込方法　（新規　・　転園）

保育所入園申込は、門川町こども課　保育係の窓口へ持参してください。

【郵送での申込はできません。】※申請書は第１希望の園以外には提出できません。

第１希望が認定こども園の方は、希望の認定こども園へ提出してください。

5　入園申込に必要な書類

1. 給付認定申請書兼入園申込書　　※全ての認定において、児童一人につき１枚必要です。
2. 保育を必要とする事由を証明する書類、就労証明書等　（父、母）「保育認定」
3. 保育を必要とする申立書　　（下表№①、⑤の場合は不要）「保育認定」
4. 子育てのための施設等利用給付認定申請書　「新２号認定を希望する方のみ」

保育を必要とする事由		提出書類
①	会社や官公署等に月60時間以上勤務	就労証明書　※勤務先で証明をうけてください
	自営業・農業の方	就労証明書　※実績確認のため添付が必要です
②	妊娠・出産（産前後8週間）	新生児の母子手帳のコピー（出産予定日が確認できるもの）
③	育児休業取得（最長1年）	認定変更申請書＋就労証明書（育児休業期間が確認できるもの）
④	保護者の疾病、障がい	診断書、障害者手帳、療育手帳等（保育可能でないか確認できるもの）
⑤	同居家族の介護・看護	診断書、障害者手帳、療育手帳等（介護の必要性が確認できるもの）
⑥	求職活動	求職活動等申出書
⑦	家庭の災害復旧	罹災証明等
⑧	就学・技能習得	学生証（在学証明書）のコピー、受講の証明ができるもの

5. 保育料（0～2 才）及び副食費（3 歳以上）の算定のための書類

令和８年１月１日に門川町に住民登録がなかった方のみ、父、母の市町村民税が確認できる書類が必要となります。ただし、申請書に個人番号を記入されている場合は、書類の添付を省略できます。（単身赴任等で町外に住民登録がある方を除く）

入所希望月	必要な書類
令和９年４月～6 月	令和８年度住民税課税証明書または非課税証明書 （後日、令和９年度住民税課税証明書が必要になります。提出時期は町からお知らせします。）
令和９年７月～8 月	令和８年度住民税課税証明書または非課税証明書 令和９年度住民税課税証明書または非課税証明書
令和９年９月以降	令和９年度住民税課税証明書または非課税証明書

※ 課税証明書は、控除内容の確認ができるように全てが記載されたものを提出してください。

※ 税資料の未提出や未申告等の場合は、利用者負担額が最高額で「仮決定」となります。

6 申込後（入園後）の申込内容の変更

給付認定申請書兼入園申込書提出後または保育所入園後に、給付認定申請書兼入園申込書の記載内容等について変更があった場合（年度途中でも保育必要量や入所期間が変更になることがあります）は、必ず保育係まで連絡をし、必要な手続きをしてください。

入園内定後に、申込内容の変更が判明した場合は内定を取り消すことがあります。

（例）

◆保育を必要とする事由の変更（就労→母の妊娠・出産など）

◆市町村民税の課税額の変更

◆保護者または同居する家族の構成（結婚、離婚、祖父母の同居など）

◆保護者の仕事の変更（退職、育休、勤務時間の変更、勤務先の変更など）

◆入園希望保育所の変更、取り下げ、内定の辞退など

※世帯状況が変わった場合は、事実が発生した翌月分の保育料から再算定しますので、必ずご連絡ください。

7 既に保育所に入園している方の手続きについて

1. 継続入所の手続き

入園中の保育所での継続入所を希望される場合は、毎年必ず書類の提出が必要です。

入園している保育所を通じて次の書類を全てそろえて、入園中の保育所に提出してください。

① 給付認定申請書兼入園申込書　※児童一人につき１枚必要です。

② 保育を必要とする事由を証明する書類、就労証明書等　（父母について必要です。）

③ 保育を必要とする申立書　（P3 をご覧ください）

④ 子育てのための施設等利用給付認定申請書　（新２号認定を希望する方のみ）

※育児休業取得する際に保育を利用しているこどもで、継続利用が必要である方は入園が可能です。

2. 転園申込

保育所の「転園申込」とは、現在通う保育所に在籍したままで、他の保育所への転園を希望することです。年度途中の転園につきましては、こども課へご相談ください。

〇転園申込は、継続申込と同様の書類が必要です。

〇転園の申込をされても、転園先の定員等の関係で入園できない場合があります。

8　保育料について

保育所は、国、県、町の負担金（公費）と保護者に負担いただく保育料により運営されています。この保育料で保育所の人件費、事業費、管理費、給食材料費等の全部または一部を負担いただくことになります。令和元年 10 月 1 日より、幼児教育・保育の無償化に伴い 3 歳から 5 歳の全てのこども及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯のこどもについては、保育料が無償となりました。

保育所によって保護者会費や教材費等はこれまでどおり保護者の負担になります。また、無償化の対象児童の副食費（おかず、おやつ代）も保護者の負担となります。（副食費免除の場合あり）

1. 保育料及び副食費の算定

保育料は、原則としてこどもと生計を同じくする保護者（父母）の市町村民税の課税状況とひとり親世帯、障がい児（者）在宅世帯などの世帯状況や児童の年齢、保育必要量の区分により決定します。家計の主宰者の判定により、同居する祖父母、親族の収入が算定対象となる場合があります。

また、年度途中で市町村民税の課税年度の切り替えをします。8 月以前の保育料は令和 8 年度の課税状況で決定し、9 月分以降の保育料は令和 9 年度の課税状況で決定します。但し、国の制度改正などに伴い変更となる場合がありますのでご了承ください。

児童年齢による保育料区分は、年度当初（令和 9 年 4 月 1 日）の年齢で算定します。年度途中に誕生日を迎えても保育料の変更はありません。保育料の算定は入園申込書の内容に基づき行っておりますので、別居しているこどももご記入ください。

2. 保育料の納付

保育料は、口座振替による納付をお願いしています。金融機関に「保育料口座振替依頼書」を提出するか、インターネット（Web）で口座振替申込をしてください。

保育所を長期欠席された場合でも保育料は、全額納付していただきます。

※認定こども園に入園された場合の保育料は、入園された認定こども園に支払うことになります。支払方法などについては、入園決定後、認定こども園からお知らせします。

9　門川町内の保育所（園）・認定こども園（11 月～申請受付）　　R8.11 月時点

事業所名		所在地	電話番号
保育所	平城保育所	門川町平城西14番2号	0982-63-3204
	草川保育園	門川町庵川西1丁目69番地	0982-63-0731
認定こども園	栄ヶ丘幼稚園	門川町宮ケ原4丁目35番地	0982-63-1400
	にじのね	門川町栄ケ丘1丁目1番地5	0982-63-1347
	南町保育園	門川町南ケ丘2丁目20番地	0982-63-4105
	いすず保育園	門川町大字門川尾末2276番地2	0982-68-0101
	きぼうの森こども園	門川町大字門川尾末8600番地64	0982-63-1149

10　入園申込の受付期間

令和８年１１月２日（月）　から　令和８年１２月１１日（金）まで

門川町役場での受付時間　（先着順ではありません）

午前の部：８時３０分～１２時００分　　午後の部：１３時００分～１７時００分

※ 土・日、祝祭日は除きます。

※ 書類の不足・不備がある場合は受付できません。

※ 受付締切日を過ぎての申込は次回選考の対象となります。

11　入園の決定

○ 入園希望者数が保育所の入園可能人数を上回った場合は、保護者の保育を必要とする事由や世帯状況を判定し、優先度の高い方から各園の入園枠の範囲内で入園者を選考します。

○ 保育所の受入状況により第１希望の保育所で入園決定できず、第２・３希望の保育所で入園決定する場合があります。

○ 第３希望までで調整のつかない世帯には、個別に連絡します。

○ ４月の入所については例年２月下旬～３月初旬にかけて入園決定を行っています。入園が決定した場合は、「入所決定通知書」を送付します。

○ 求職活動の方の認定期間（保育の利用期間）は 30 日を経過する日の月末までです。その期間内に就労証明書が提出できなかった場合は、保育の利用ができなくなります。

○　申　込　・　お　問　い　合　わ　せ　先　○

門川町役場　こども課　保育係